第15回带広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年8月27日(木)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時45分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 25名

1番	兒玉	康英	2番	吉田	宏一	4番	堀口	宏敏
5番	荒川	満雄	6番	松金	栄治	7番	廣瀬	智美
8番	中村	博志	9番	尾関	健一	10番	野原	幸治
11番	丸谷	友姫	12番	合歓垣	1 利隆	13番	岩城	利寛
14番	森	和裕	15番	飯田	祐一	16番	梶川	毅
17番	山﨑	博之	18番	深田	敬吾	19番	濱野	敏夫
20番	石崎	一彦	21番	吉田	利彦	22番	廣瀬	文彦
23番	石川	俊浩	24番	室﨑	公一	25番	中村	正信
O O TE	+ 4							

- 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 3番 小倉 豊
- 6 議事録署名委員

7番 廣瀬 智美 8番 中村 博志

- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
 - (4)報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分に ついて
 - (5) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第2号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長 河本 伸一 事務局次長 滝沢 仁 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基 農地係専門員 木原 一広

ご起立願います。礼。ご着席ください。 事 務 局 長 長 ただいまより、第15回帯広市農業委員会を開会いたします。 議 中 長 (会長より近況を含めた挨拶) 谷 会 長 それでは議事に入ります。 議 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 委 員) (なし) 長 ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 議 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。 長 報告いたします。 事 務 局 本日の出席委員は25名です。議席番号3番 小倉委員につきましては 欠席の申出を受けております。 本日の議事は、開催要領3.次第にあるとおり、報告が4件、議案が2件 その他が1件でございます。 (配布資料の確認) 報告は以上でございます。 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 長 議 本日の議事録署名委員には、7番 廣瀬智美委員、8番 中村博志委員を指名 いたしますのでよろしくお願いいたします。 それでは、報告案件に入ります。 報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。 事務局(滝沢次長) 農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。 (報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明) 長 ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。 議 (委 員 (なし)) 特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。 議 長 次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および報告第3号 「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。 まず、7月分の調査結果について、吉田宏一調査委員長より報告をお願いします。

吉田宏一調査委員長

7月28日の調査ですが、報告第2号 1.現況証明の附番26から28の3件に について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。

つづきまして、報告第3号 農地利用状況調査 (農地パトロール) の結果についてですが、第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。 幸福町 839ヘクタール、中島町 706ヘクタール、合わせて1,545 ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び違反転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、7月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

飯田調査委員長

8月7日の調査ですが、報告第2号 1の農地法第4条の一時転用については、 事業計画変更により2の農地法第4条による転用に変更したものであり、現地

調査の結果、工事が完了していることを確認いたしました。

次に、8月分の調査結果について、飯田調査委員長よりお願いいたします。

つづきまして、報告第3号農地利用状況調査(農地パトロール)についてですが、 第6回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました

桜木町 1,006ヘクタール、大正町(加賀) 676ヘクタール、合わせて 1,682ヘクタールの農地を調査しましたところ、遊休農地及び違反転用等の問題の ある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。 以上で、8月分の報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

(委員)

以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。

議長

特に無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。

次に、報告第4号「農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決 処分について」、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第4条及び第5条の規定に基づき、北海道農業会議へ意見聴取した結果、許可相当の回答があったため、次のように専決処分により許可したので報告します。

(報告第4号、附番2について北海道農業会議への意見聴取結果と許可日を朗読) ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。

(なし)

(なし)

議 長 (委 員) 議

長

特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

次に議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第1号、附番19の売買による所有権移転1件について、調査書に基づき 朗読、説明。)

以上附番19の1件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている 「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

附番19について、尾関委員よりお願いいたします。

尾 関 委員

長

議

附番19について、意見を申し上げます。受人である法人は、地域で営農を行っている農地所有適格法人であり、申請農地の周辺で営農を行っております。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対する ご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に、議案第2号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(佐々木係長)

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。

(議案第2号、一般分 附番15から17の賃借権の設定3件について、調査書に 基づき朗読・説明。)

以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤 強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。

それでは審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは 原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委員)

長

(なし)

長 ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。 議 以上で、議案の審議は全て終了いたしました。 続いて「その他」に入ります。 「農地保有合理化事業に係る基準・目標面積の改定及び飼養頭数の設定」について、 事務局より説明願います。 事務局(木原専門員) (農地保有合理化事業に係る基準・目標面積の改定及び飼養頭数の設定について の説明) 長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。 議 (委員) (基準に関する質疑) 議 長 以上で終わります。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございま せんでしょうか。 委 員) (なし) 以上で「その他」を終了いたします。 議 長 次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。 (事務局から連絡事項の説明) 事務局(水野主任) ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 議 長 (委員) (なし) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。 議 長 長 ご起立願います。お疲れさまでした。 務 局